

用地取得マネジメント業務 (市町村の用地担当部署の方へ)

国土交通省では、平成 20 年 10 月、補償コンサルタント登録規定に補償コンサルタントの業務内容として、土地調査など 7 部門に加え、「総合補償部門」が追加され、その部門の資格者として、「総合補償士」が創設されました。

総合補償部門の創設により、平成 21 年度から計画的な用地取得を実現するため、発注者支援業務の一環として、別紙フロー図のような「用地取得計画の策定段階から土地の買取り調書・支払調書作成まで」を見据えた「用地取得マネジメント業務(公共用地取得に関する工程管理業務)」の外部委託が可能となりました。

当社は、用地取得事務の一連の流れのなかで、次のような事務手続の全般又は一部について、用地担当者の方のサポートをいたします(用地取得サポート業務)。

- ・ 用地取得の全体計画・年度計画の策定
- ・ 関係者との協議
- ・ 調査業務の発注に係る設計図書の作成
- ・ 成果品のチェック
- ・ 損失補償台帳・補償金明細書の作成
- ・ 用地調査等に係る補償説明
- ・ 地権者・関係人の承諾、署名・押印の受領
- ・ 補償金の前払い・残金調書の作成
- ・ 契約の履行確保
- ・ 土地の買取り証明書(被補償者用)・支払調書(税務署用)の作成 など

用地取得マネジメント業務フロー図

